

保 護 者 様

磐 田 市 教 育 部 長 市 川 暁

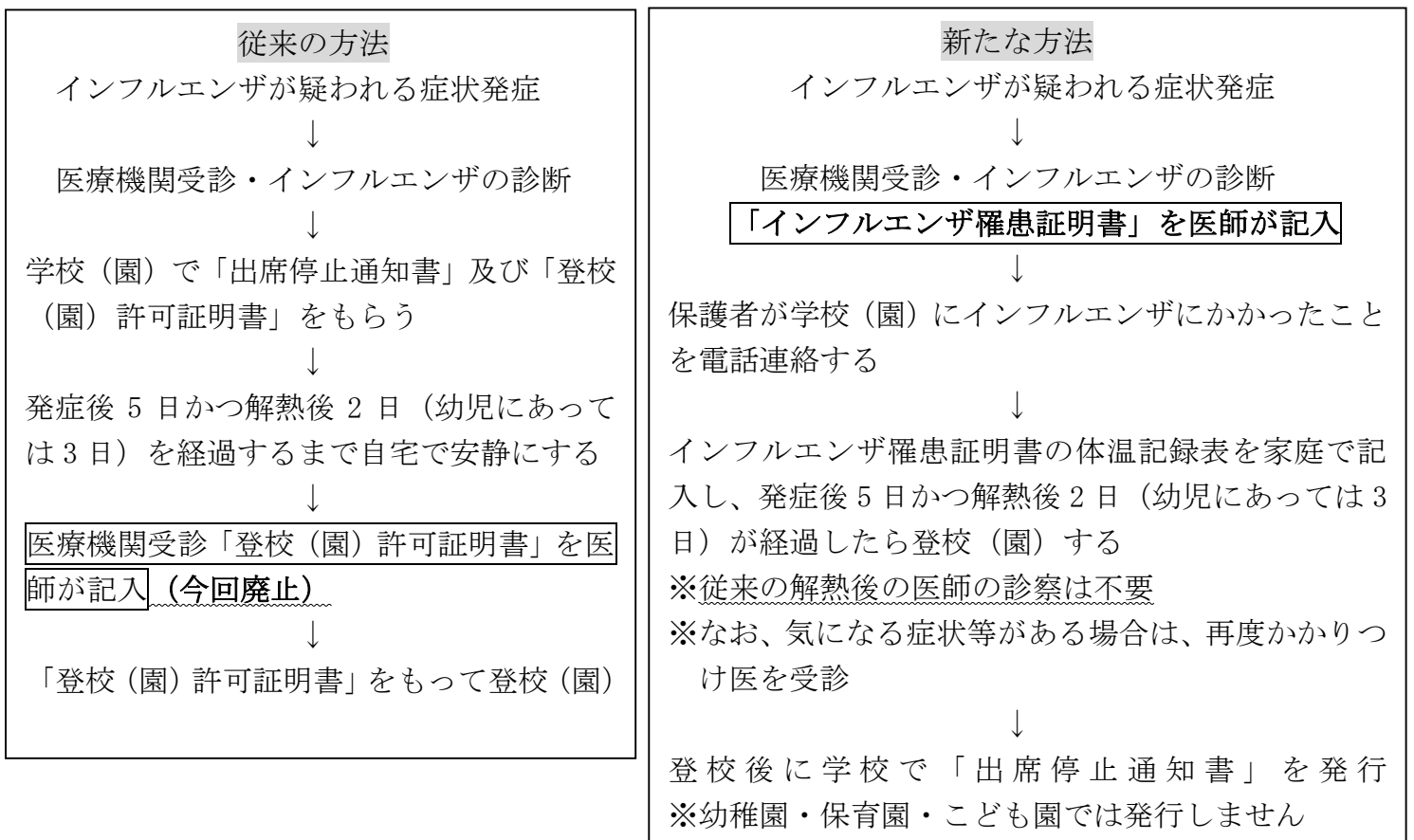
インフルエンザによる出席停止の手続きの変更について

令和元年9月1日より園児、児童生徒及び保護者の負担軽減のため、市内の保育園・幼稚園  
こども園・小学校・中学校ではインフルエンザによる出席停止の手続きが変更されます。

主な変更点は、インフルエンザの登校許可証明書が廃止され、インフルエンザ診断時に罹患  
証明書を発行することになったことです。(下記参照)

なお、手続きの変更は「インフルエンザで磐田市内、袋井市内、森町内の医療機関を受診する  
場合のみ」となります。その他の感染症の出席停止及びインフルエンザに罹患し、上記以外  
の医療機関を受診する場合は、従来通りの対応となります。

記



※磐田市内・袋井市内・森町内の医療機関にはインフルエンザ罹患証明書の用紙が用意されて  
います。上記以外の医療機関を受診する場合は従来の方法にて手続きを行います。不明な点  
は各学校(園)へお問い合わせください。

※医療機関によって文書料がかかる場合があります。

# インフルエンザ罹患証明書

保護者記入例

医療機関記入欄

市・町立 ○○小学校(園) 3年 3組 氏名: 磐田花子

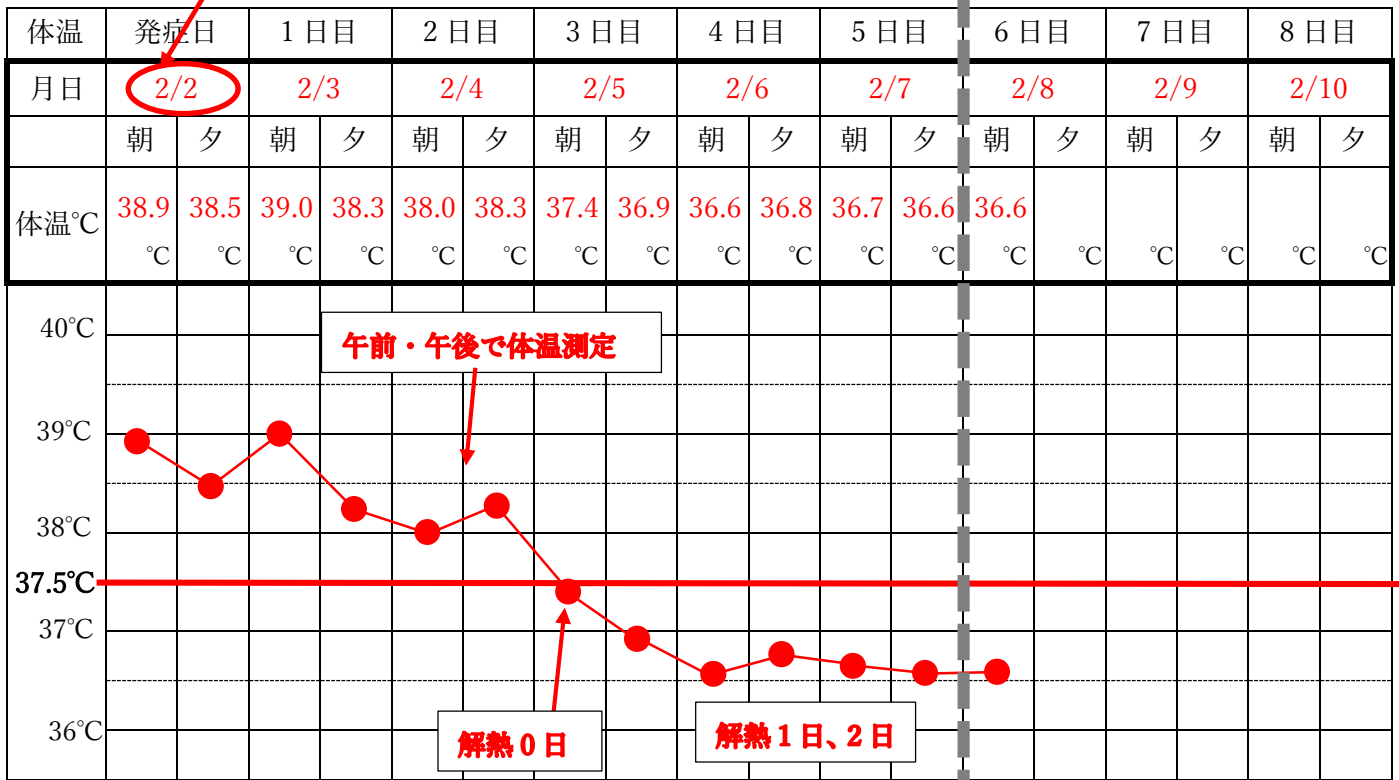
上記患者は、インフルエンザに感染しているものと診断いたします。

診断	A型 B型 臨床診断	医療機関名・医師名
症状発現日	令和2年 2月 2日	○○医院 △△△△ 印
診断日	令和2年 2月 3日	

学校保健安全法施行規則第19条第2号インフルエンザ(新型インフルエンザ・鳥インフルエンザ等を除く)の出席停止期間は『発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで』とされています。※気になる症状等がある場合は、再度かかりつけ医を受診してください。

保護者記入欄

体温記録表(体温を測定して記入し、折れ線グラフを作ってください)



この日までには必ずお休みとなります

8日目以降も熱が下がらない場合や気になる症状等がありましたら、かかりつけ医を再受診

※体温は午前と午後の1日2回測定してください。

※発症した日を0日として、そこから5日間(計6日間)は登校(園)できません。また平熱(37.4度以下)となった日を解熱0日目として、平熱(37.4度以下)の日が2日間(幼児にあっては3日間)経過しないと登校(園)できません。

登校(園)可能日と保護者氏名を記入

学校長(園長)様へ 上記の通り発症から5日間を経過し、かつ、解熱後2日(幼児にあっては3日)を経過したので、出席停止措置の解除をお願いします。

令和2年2月8日

保護者氏名

磐田太郎 印